

学び合いの場づくりのコーディネート業務委託 仕様書

1 委託業務名

学び合いの場づくりのコーディネート業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

西京区役所西庁舎

（企画内容によって別の場所での開催（ただし西京区内）も可とする。）

4 業務の目的

西京区は、京都市内で18歳未満の人口比率が最も高い行政区である一方、中高生等の若者が自習できる場所が少ないことが課題となっている。このため、京都市西京区役所西庁舎2階の空きスペース（約280㎡）に、中高生等の若者を主な対象とした「図書館サテライト機能を有する自習・居場所拠点」（以下「本拠点」という。）を令和8年10月の開設を目指して開設する予定。

本業務では、本拠点の自習・居場所機能と「学び合い」の場づくりと掛け合わせることで、対象世代の学びや体験に繋げるとともに、それを応援したい多様な世代の関わりも見据えるなど、本拠点が愛着を持って主体的に利用される場として定着していくことを目指す。

さらに、場づくりの過程やその事前準備において、中高生等の若者が自習やグループワーク等の多様な活動ができる場所であることを周知する広報物のほか、来場者にわかりやすい掲示物等を製作するなど、利用促進及び利便性の向上を図っていく。

【本拠点について】※令和8年7月時点の案

○コンセプト案

放課後の新しい選択肢～人・本・体験との出会いが生まれる場所～

○主な対象

中学生・高校生を中心とした若者

（自習したい生徒・放課後の居場所を探している生徒・本や創作活動に興味がある生徒、学校外の人や活動と出会いたい生徒、一人で過ごしたい生徒 等）

○特徴

・集中して自習ができる、対話や交流ができる、くつろぎながらゆっくり読書ができるなど、様々な過ごし方ができる空間

・「中高生向けの本のある空間」を演出

（開設初年後は約1000冊程度を設置予定）

5 業務の内容

(1) 学び合いの場のコーディネート

ア 企画

本拠点において、「学び合い」の場づくりを実施する。場づくりに際しては、本拠点が愛着を持って主体的に利用される場として定着していくという目的を踏まえ、「参加者で拠点を創っていく」ことを意識したプログラムにするとともに、本拠点の対象やコンセプトを踏まえ、「やってみたい」から実践に繋げていくことで学びや体験を得られるものとする。

【想定されるテーマ例】

本、照明、デザイン、工芸、展示、広報、サインづくり、
※一例であり、企画提案を行う中で上記以外のプログラムを提案すること、独自の観点を加えることを妨げない。

イ 運営

プログラムの内容や講師等の選定は京都市と協議のうえ決定する。講師への報酬やプログラム実施に係る費用等は、本業務の委託料に含まれる。また、開催に必要な事務手続き、広報チラシのデザインや制作、報酬や必要物品の支払い手続き、当日の運営は受託者にて行う。

ウ 開催頻度

複数回開催すること。

エ 開催日時

参加者が参加しやすい曜日・時間帯とすること（平日夜や休日等）。

オ 開催場所

本拠点を基本とするが、企画内容によって別の場所での開催（ただし西京区内）も可とする。

(2) 事前準備及び広報デザイン制作

ア 広報用チラシ等の制作

本拠点の開設を周知するための広報用チラシやポスターについて、デザインの企画及び制作を行うこと。

イ その他掲示物等の制作

上記以外に本拠点の利用促進及び利便性の向上を図るために必要な広報物や掲示物等について、受託者の知見を活かした提案があれば追加すること。

ウ 納品物

(ア) 納品データ（マスターデータ）：Illustrator 形式（.ai）による高解像度データ一式

(イ) 画像データ等一式：庁内担当者において内容の修正及び再利用が可能なデータ一式とし、PDF 及び画像データ（JPG、PNG 等）の汎用形式により納品

(ウ) その他

広報物のほか、サイン等の追加提案を行った場合は、提案した広報物、掲示物等のほか、デザインレギュレーション：配色、使用フォント、配置ルールをまとめたものを納品する。

6 「場づくり」における成果品について

場づくりにおける成果品（例：掲示物、広報物等）については、以下の考え方とする。

- （１）本拠点が若者の居場所であることを踏まえ、若年層の感性に親和性の高い配色や素材を選定する。また、公共空間として適切かつ統一感のあるものを意識する。
- （２）設置物を製作する場合は、視認性及び安全性を確保する。
- （３）掲示物等を製作する場合は、誘導・認知・案内・ルール表示等の機能を有することや、これらの機能を効果的に発揮するための形態（壁面、床面、スタンド、天吊り等）を考慮する。また、建物への影響に配慮し、耐震性等の安全基準を遵守する。
- （４）必要な機材の製作及び現場への設置は受託者が行う。
- （５）デザインの成果品がある場合の納品物は、原則５（２）ウ（ウ）と同様とするが、都度京都市と協議する。

7 納期

５（２）、６に記載する本業務の成果品は、本拠点の開設日（１０月を想定）に間に合わせるもの、学び合いの場で制作するもので分類し、提案内容を基に京都市と協議のうえ決定する。

【納期のイメージ】※協議のうえ決定

広報チラシ、ポスター：令和８年９月１５日

その他の広報物等：令和８年９月３０日

「場づくり」で制作するもの：都度納期を協議

8 留意事項

- （１）本業務で制作した成果物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む）は、京都市に帰属するものとする。また、受託者は、京都市が成果物を利用するために必要な修正、加工又は改変については、著作者人格権を行使しないものとする。ただし、成果物の基本的なデザインコンセプトを著しく変更する場合には、京都市は事前に受託者の意見を聴取するよう努める。
- （２）受託者は、成果物について、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していないことを京都市に保証するものとする。成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる紛争等の問題については、全て受託者の責任において処理するものとする。
- （３）本業務の実施にあたり、不明な点が生じた場合は委託者と協議の上、その指示に従うこと。

9 運営体制・進行管理

- （１）受託者は、業務全体の統括及び京都市との調整窓口を担う統括担当の決定及び適正かつ確実な業務遂行体制を構築し、それらを業務担当者一覧として契約後７日以内に京都市に提出すること。
- （２）契約後、速やかにスケジュール等の詳細について協議すること。また、事業の進捗等について、適宜、報告・協議を行うこと。

10 委託金額の支払方法

委託業務の終了後、受託者からの適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に一括で支払うものとする。

11 特記事項

- (1) 本業務を開始するに当たっては、京都市と事前に十分な調整を行うこと。また、関係法令等を順守すること。
- (2) 平日時間外及び土日祝日の作業を伴う場合は、京都市と事前に調整し、承諾を得ること。車両の駐車スペース及び資材等の保管場所が必要となる場合も同様とする。
- (3) 作業に必要な電力及び水を使用したいとき、騒音や振動が発生する場合は、京都市と事前に協議し、承諾を得ること。
- (4) 受託者は、委託期間中及び委託期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、京都市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、京都市は再委託について承認しない。
- (6) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを京都市に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。
- (7) 広報物や掲示物等に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、京都市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって京都市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書の内容に対する疑義が生じた場合は、京都市と受託者で協議の上決定する。